

3月は 保険証の切り替え時期です

国保税完納世帯には保険証を送付します

うるま市の国民健康保険加入者が現在お持ちになっている国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は平成20年3月31日となっています。更新後の保険証は、国保税完納世帯に3月中に送付いたします。

・平成20年2月1日までに全額完納(口座振替の場合は7期まで納付)した世帯には、3月上旬～中旬に送付
 ・平成20年2月28日までに全額完納した世帯には、3月中旬～下旬に送付

※有効期限の過ぎた保険証は、平成20年4月1日以降に各自で破棄してください。

なお、次の世帯は市役所国民健康保険課の窓口で直接切り替えることになります。

- 1、保険税の未納がある世帯
 - 2、社会保険の加入および住所の異動などで、手続きの必要がある世帯
 - 3、学生や施設入所者がいて遠隔地で保険証を交付している世帯
- 〈在学・在園などの証明書を必ず持参のうえ、手続きをうけてください〉

窓口切り替えは平成20年3月3日(月)から行います。

窓口切り替えの際は身分証(運転免許証等)をお持ちになってください。代理人が切り替える場合は委任状が必要となります。

〈本庁・石川庁舎・勝連庁舎・与那城庁舎でいつでもできます〉

保険証の切替が済んでも……

20年度の保険証は平成20年4月1日以降からの使用となります。平成20年3月31日までは今お持ちの保険証を使用してください。

国民健康保険法の一部改正により、保険証の有効期限が世帯ごとで変わります。

・保険証の有効期限が変わる世帯

- ①平成20年4月2日～平成21年3月31日までに75歳(一定の障がいがある人は65歳以上)になる人がいる世帯。
- ②平成20年4月2日～平成21年3月31日までに65歳以上になる退職被保険者等がいる世帯。

なお、保険証の有効期限に伴う更新手続は、①②に該当する世帯の場合には有効期限が切れる1か月前より保険証の更新ができますので、保険証と身分証をお持ちになって国民健康保険課にて手続を行ってください。

※世帯全員が後期高齢者医療制度へ移行する場合は更新手続きの必要はありません。

※保険税に未納がある世帯も有効期限が世帯ごとに変りますが、更新手続きは窓口でお約束している通りの方法で行ってください。



お知らせ

平成20年度の保険証より保険証の裏面を利用して、臓器提供意思表示欄を設けています。これを機会に家族でよく話し合って自分の気持ちを記入してください。

※臓器提供意思表示カード等をお持ちの方もご記入ください。

※臓器提供を強要するものではありません。ご自身のお気持ちを記入してください。

※意思表示をしたくない方は、記入する必要はありません。

臓器移植に関するお問い合わせは

(社)日本臓器移植ネットワーク
 ☎0120-178-11069

国民健康保険課

☎ 973-13202

FAX 974-16764